

地 域 再 生 計 画

1 . 地域再生計画の名称

十和田湖観光再生計画

2 . 地域再生計画の作成主体の名称

十和田市

3 . 地域再生計画の区域

十和田市の区域のうち十和田湖畔地区

4 . 地域再生計画の目標

十和田市は青森県の南東部中央に位置し、平成 17 年 1 月 1 日に旧十和田市と旧十和田湖町が合併した人口 68,171 人、面積 688.60 km²の県南内陸部の中心都市である。本市の西部には、十和田八幡平国立公園である十和田湖・奥入瀬溪流がある。特に十和田湖は、特別名勝や天然記念物としての指定を受け、県内外から年間約 315 万人（平成 16 年）の観光客が訪れる青森県を代表する観光名所である。

しかしながら、近年、職場や地域の団体旅行の減少、海外旅行の増加など本市の観光を巡る環境は厳しさを増しており、新たな時代に対応した観光への転換が求められているところである。

このようなことから、本市は、本年 3 月に「十和田市観光基本計画」を策定した。同計画では、自然と温泉を活かした保養地としてのイメージアップや体験型、滞在型観光への取組などを通じて、観光地としての十和田湖をより魅力あふれるものとすることを目的としている。

「十和田湖観光再生計画」は、上記の計画に基づき、観光地としての十和田湖を、魅力があふれ、誰もが訪れたい場所とすることを目的として、観光拠点施設の整備等、快適な観光地となるための環境整備を行い、これらによる観光客数の増加等を通じた地域の活性化を図ることを目標とするものである。

[数値目標]

観光客入込数 平成 16 年 315 万人 平成 23 年 330 万人

5 . 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

本市では、十和田湖の持つ豊かな自然環境を生かしつつ、新たな魅力を付加し、

観光地としての十和田湖を発展させる取組として、観光拠点施設整備事業（ヒメマスの安定供給を目的とした施設整備の検討を含む。）及び湖畔地区簡易水道施設整備事業を行うこととしている。

観光拠点施設整備事業は、十和田湖固有の観光資源の有効活用及び観光拠点の創出を通じた交流増大による地域の活性化を目標とするものである。

具体的には、エコツーリズムインストラクターやガイドなどの養成を行う講義室、国際化に対応した外国人総合観光案内所（TIC：ツーリストインフォメーションセンター）、会議室などを整備するとともに、十和田湖の特産物であるヒメマスについて、年によって漁獲高の変化が著しいため、その安定供給を目的とした保冷库等を整備することが可能であるか検討する。

なお、この施設整備事業は、環境省が独自に整備するビジターセンターと一体として整備する計画である。

また、湖畔地区簡易水道施設整備事業は、湖畔地区の簡易水道施設について、近年、水源の湧水量が減少しており、かつ、給水施設も老朽化が目立っていることから、新たな水源の確保及び施設の改修を行い、観光客及び地域住民に対して安全な飲料水を安定的に提供しようとするものである。

これらの事業を有機的に結びつけ、観光地としての十和田湖の魅力をさらに高めていくため、「特定地域プロジェクトチーム」を設置し、地域独自の取組と併せ、上記事業の円滑な推進を図る。

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

なし

5 - 3 その他の事業

5 - 3 - 1 基本方針に基づく支援措置

地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の編成（C3003）

（1）「特定地域プロジェクトチーム」を設置して取り組むべき課題

当市においては、観光地としての十和田湖を、より魅力あふれる、誰もが訪れたい場所とするための施策として5 - 1に掲げた事業を予定している。この事業の一体的な推進に当たり、関連する法令の調整や効果的な推進方策の検討を行うことが課題である。

具体的には次のとおりである。

建築基準法、自然公園法など関係法令と整合性のとれた観光拠点施設整備及び簡易水道施設整備の方策に関する調整

観光拠点整備、ヒメマスの安定供給、ヒメマス以外の特産物等の開発、環境

保全など多分野にまたがる課題解決のための効果的な推進方策の検討

(2) 「特定地域プロジェクトチーム」設置の必要性

観光拠点施設は、環境省で整備するビジターセンターと一体として整備するものであるが、施設の機能も多分野に亘るものが予想され、施設整備における関係法令の調整を要することが想定される。

また、簡易水道施設整備については、国立公園内における施設整備であるため、許認可に関して調整を要することが想定される。

更に、十和田湖地域再生のため多分野に亘って行う事業の検討及び円滑な推進のためには、必要な支援施策の検討等、関係省庁間で幅広いアイデアについて調整を要することが想定される。

このようなことから、特定地域再生プロジェクトチームとして「十和田湖観光再生委員会（仮）」を設置し、事業の円滑な推進を図ることが必要である。

委員会の構成は、現段階において以下を想定している。

国（本庁）

- ・厚生労働省健康局水道課
- ・水産庁栽培養殖課

国（地方支分部局）

- ・環境省東北地方環境事務所十和田自然保護官事務所
- ・国土交通省東北地方整備局
- ・国土交通省東北運輸局

地方公共団体

- ・青森県
- ・その他法人
- ・社団法人 十和田湖国立公園協会
- ・十和田湖増殖漁業協同組合
- ・十和田湖商工会

（事務局）

- ・十和田市

(3) 取組により達成される成果

施設整備に係る円滑な許認可手続や施設整備内容の充実

拠点施設の整備事業及び簡易水道施設事業の実施に当たっては、環境省が所管する十和田・八幡平国立公園区域内における開発行為申請等（自然公園法第13条に基づく許可申請）が必要となるが、プロジェクトチームの設置により、許認可事務を円滑に進める。また、観光拠点施設について、整備する施設の機能を具

体的に検討するため、環境省を中心とした国の関係機関、青森県、民間事業者に参画を求め、意見集約を円滑かつ効率的に実施することができ、観光客及び地域社会にとって便利で魅力ある施設を提供することが期待できる。

付加価値の向上

水産庁が参加することにより、ヒメマス の安定供給については技術的な指導により現状を改善し、さらに国土交通省が所管する観光素材の旅行商品化等の事業と結びつけることで、効果的にPRすることが可能となるなど、検討したアイデアを有機的に結びつけた上での相乗効果が期待できる。

関連イベント等の見直しによる観光対策の充実

プロジェクトチームによる検討の中で、既存の関係イベントの見直しなどを行うことにより、十和田湖遊覧船及び十和田ビジターセンターの利用客数を向上し、最終的な目標である観光客入込数の向上につなげることが期待できる。

5 - 3 - 2 基本方針に基づく支援措置によらない独自の取組

本市で行っている以下の関係事業について、観光客のニーズを的確に捉えた事業の見直しや、新規事業の企画を行い、イベントでの観光客入込数の向上を図る。

十和田湖冬物語（毎年2月）

冬の十和田湖畔で開催される北東北最大級のロングランイベント。期間中は、津軽三味線ライブやねぶたのハネト体験、花火の打上げなどが行われる。

湖水まつり（毎年7月）

十和田湖畔で行われる花火大会。日中は、アマチュアバンドによるステージイベントが開催される。

国境まつり（毎年9月）

青森、秋田、岩手県を代表する祭りが十和田湖畔の休屋地区に集結。ねぶたのハネト体験も行われる。

6 . 計画期間

認定の日から平成24年3月末まで

7 . 目標の達成に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に、本市において観光施設等に対して調査を実施し、状況の把握に努めるとともに、青森県観光企画課が発表する青森県観光統計等により事業の成果を確認する。この結果に基づき、関係団体等と協議し改善方策の検討を行う。

- 8 . 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項
該当なし